

リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準 新旧比較表

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準	リフォーム工事瑕疵担保責任保険契約 設計施工基準	
第1章 総則 (趣旨) 第1条 <p><u>この基準</u>は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 <u>（平成19年法律第66号）</u> 第19条<u>第二号</u>に掲げるリフォーム瑕疵担保責任保険契約の申込みを行う住宅（以下、「申込住宅」という。）の保険対象工事に係る部分に適用する設計施工に関する技術的な基準を定める。</p> <p>（関係法令）</p> 第2条 <p>申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。</p> <p>（本基準により難い仕様）</p> 第3条 <p>本基準により難い仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されないと認めた場合は、本基準によらないことができる。なお、新築かし保険における設計施工基準第3条において、包括的な確認を行っている仕様又は工法等については、既に本条の確認を行っているものとする。</p>	第1章 総則 (趣旨) 第1条 <p><u>本基準</u>は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条<u>第2号</u>に掲げるリフォーム瑕疵担保責任保険契約の申込みを行う住宅（以下、「申込住宅」という。）の保険対象工事に係る部分に適用する設計施工に関する技術的な基準を定める。</p> <p>（関係法令）</p> 第2条 <p>申込住宅は、第2章、第3章、第4章及び第5章に定めるもののほか、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る建築基準法等の関係法令によるものとする。</p> <p>（本基準により難い仕様）</p> 第3条 <p>本基準により難い仕様であっても、当法人が本基準と同等の性能が確保されないと認めた場合は、本基準によらないことができる。なお、新築かし保険における設計施工基準第3条において、包括的な確認を行っている仕様又は工法等については、既に本条の確認を行っているものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「この基準」を「本基準」に変更 （平成19年法律第66号）をトル 「第二号」を「第2号」に変更
第2章 木造住宅 第1節 構造耐力上主要な部分 (地盤調査等) 第4条 <p>基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った上で地盤調査を行うこととする。ただし、一戸建における2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行うこととし、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行</p>	第2章 木造住宅 第1節 構造耐力上主要な部分 (地盤調査等) 第4条 <p>基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行ったうえで地盤調査を行うものとする。ただし、一戸建における2階建て以下の木造住宅は、「現地調査チェックシート」に従って行った現地調査の結果、地盤調査が必要ないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行い、実施する地盤調査方法や敷地条件に応じた計測箇所で計測を行うものとす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「上」を「うえ」に修正 「こととする」を「ものとする」に統一 「一戸建」を「一戸建て」に修正 「行うこととし」を「行い」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>う<u>こととする。</u>なお、スウェーデン式サウンディング調査の場合は4隅付近を含め4点以上で行うことを原則とする。</p> <p>3 地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>(地盤補強及び地業)</p> <p>第5条</p> <p>地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定（以下「考察等」という）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施す<u>こととする。</u></p> <p>2 小口径鋼管杭、<u>深層混合処理工法（柱状改良）又は浅層混合処理工法（表層改良）</u>を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p>(1) <u>浅層混合処理工法（表層改良）</u>を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定する<u>こととする。</u></p> <p>(2) <u>深層混合処理工法（柱状改良）</u>を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する<u>こととする。</u>ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う<u>こととする。</u></p> <p>(3) 小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>3 碎石地業等必要な地業を行う<u>こととする。</u></p> <p>(基礎)</p> <p>第6条</p> <p>基礎は、第4条（地盤調査等）及び第5条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、<u>建築物</u>に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p>2 べた基礎は、構造計算、別に定める「べた基礎配筋表」又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行う<u>こととする。</u></p> <p>3 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。</p> <p>(構造耐力上主要な部分)</p> <p>第7条</p> <p>構造耐力上主要な部分は、設計者の工学的判断等により構造設計を行う<u>ことと</u></p>	<p>る。なお、スウェーデン式サウンディング調査の場合は4隅付近を含め4点以上で行うことを原則とする。</p> <p>3 地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>(地盤補強及び地業)</p> <p>第5条</p> <p>地盤調査の結果の考察又は基礎設計のためのチェックシートによる判定（以下「考察等」という）に基づき地盤補強の要否を判断し、地盤補強が必要である場合は、考察等に基づき地盤補強工法を選定し、建物に有害な沈下等が生じないように地盤補強を施す<u>ものとする。</u></p> <p>2 小口径鋼管杭、<u>柱状改良（深層混合処理工法）又は表層改良（浅層混合処理工法）</u>を行う場合は、次の各号により、建物に有害な沈下等の生じる恐れがないことを確認する。</p> <p>(1) 小口径鋼管杭を使用する場合において、杭先端は建物に有害な沈下等への対策として有効な支持層に達するものとする。</p> <p>(2) <u>柱状改良（深層混合処理工法）</u>を行う場合において、改良体の径、長さ及び配置は、長期許容鉛直支持力及び原則として沈下量の計算により決定する<u>ものとする。</u>ただし、改良体直下の層が建物に有害な沈下等の生じる恐れがない地盤であることが確認できた場合は沈下量の計算を省略することができる。また、やむを得ず改良体の先端を軟弱層までとする場合の長期許容鉛直支持力の計算は、土質が把握できる調査又は試験等の結果に基づいて行う<u>ものとする。</u></p> <p>(3) <u>表層改良（浅層混合処理工法）</u>を行う場合において、改良地盤直下の層が建物に有害な圧密沈下等の生じる恐れがない地盤であることを確認し、改良地盤の厚さは施工性を考慮して決定する<u>ものとする。</u></p> <p>3 碎石地業等必要な地業を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(基礎)</p> <p>第6条</p> <p>基礎は、第4条（地盤調査等）及び第5条（地盤補強及び地業）の結果に基づき、<u>建物</u>に有害な沈下等が生じないように設計する。</p> <p>2 べた基礎は、構造計算、別に定める「べた基礎配筋表」又は設計者の工学的判断等により基礎設計を行う<u>ものとする。</u></p> <p>3 基礎の立上り部分の高さは、地上部分で300mm以上とする。</p> <p>(構造耐力上主要な部分)</p> <p>第7条</p> <p>構造耐力上主要な部分は、設計者の工学的判断等により構造設計を行う<u>ものと</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（ ）内に句点を追加 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・工法名称を（ ）内外で入替 ・工法の並び順を変更 ・工法名称を（ ）内外で入替 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・工法の並び順を変更 ・工法名称を（ ）内外で入替 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「建築物」を「建物」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一
		<ul style="list-style-type: none"> ・「こととし」を「ものとし」に統一

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>し、適切な施工を行う<u>こととする</u>。</p> <p>2 リフォーム工事に伴い、従前の荷重より重くなる建材及び設備機器等を設置する場合においては、設計者の工学的判断等により構造設計を行う<u>こととし</u>、適切な施工を行う<u>こととする</u>。</p>	<p>し、適切な施工を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>2 リフォーム工事に伴い、従前の荷重より重くなる建材及び設備機器等を設置する場合においては、設計者の工学的判断等により構造設計を行う<u>ものとし</u>、適切な施工を行う<u>ものとする</u>。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「こととする」を「ものとする」に統一 「こととし」を「ものとし」に統一 「こととする」を「ものとする」に統一
<p>第2節 雨水の浸入を防止する部分 (勾配屋根の防水)</p> <p>第8条</p> <p>屋根は、<u>勾配屋根とする</u>。なお、陸屋根については、第9条(バルコニー及び陸屋根の防水)に規定する。</p> <p>2 屋根には、下ぶきを施す<u>こととし</u>、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる<u>こととする</u>。</p> <p>(3) 谷部及び棟部は、谷底<u>及び</u>棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせる<u>こととする</u>。ただし、<u>ふき材</u>製造者の施工基準において<u>ふき材</u>の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上とする。</p> <p>3 天窓の周囲は、<u>各製造所</u>が指定する施工方法に基づいて防水措置を施す<u>こととする</u>。</p> <p>(バルコニー及び陸屋根の防水)</p> <p>第9条</p> <p>床は、1/50以上の勾配を設ける<u>こととする</u>。ただし、防水材製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止する<u>ために</u>適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は穴あきが生じにくいものとし、以下の防水工法のいずれか<u>に適合するもの</u>とする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。</p> <p>(1) 金属板(<u>鋼版</u>)ふき</p> <p>(2) <u>塩化ビニール樹脂系</u>シート防水工法</p> <p>(3) アスファルト防水工法</p>	<p>第2節 雨水の浸入を防止する部分 (勾配屋根の防水)</p> <p>第8条</p> <p>屋根は<u>勾配屋根とし、屋根ふき材に応じて適切な勾配とする</u>。なお、陸屋根については、第9条(バルコニー及び陸屋根の防水)に規定する。</p> <p>2 屋根には、下ぶきを施す<u>ものとし</u>、下ぶき材の品質及びふき方は次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) <u>長手方向を横向きに用い、</u>上下(流れ方向)は100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせる<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 谷部及び棟部は、谷底<u>又は</u>棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせる<u>ものとする</u>。ただし、<u>下ぶき材</u>製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上立ち上げる。</p> <p>3 天窓の周囲は、<u>天窓及び屋根ふき材製造者</u>が指定する施工方法に基づいて防水措置を施す<u>ものとする</u>。</p> <p>(バルコニー及び陸屋根の防水)</p> <p>第9条</p> <p>床は、1/50以上の勾配を設ける<u>ものとする</u>。ただし、防水材製造者の施工基準において表面排水を行いやすい措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止する<u>うえで</u>適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>2 防水材は、下地の変形及び目違いに対し安定したもので、かつ、破断又は孔あきが生じにくいものとし、以下の防水工法のいずれかとする。なお、歩行を前提とする場合は、強度や耐久性を確保するものとする。</p> <p>(1) 金属板(<u>鋼版</u>)ふき</p> <p>(2) <u>塩化ビニール樹脂系</u>シート防水工法</p> <p>(3) アスファルト防水工法</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「勾配屋根とする」を「勾配屋根とし、屋根ふき材に応じて適切な勾配とする」に変更 「こととし」を「ものとし」に統一 「こととする」を「ものとする」に統一 「及び」を「又は」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一 「ふき材」を「下ぶき材」に変更 「ふき材の」をトル 「壁面立上げ部の巻き返し長さは、…とする」を「壁面の取合い部においては、壁面に沿って…立ち上げる」に変更 「雨押さえ」を「雨押え」に変更 「各」を「天窓及び屋根ふき材」に変更 「製造所」を「製造者」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一 「こととする」を「ものとする」に統一 「ために」を「うえで」に変更 「穴」を「孔」に変更 「に適合するもの」をトル 「鋼版」を「鋼板」に変更 「塩化ビニール樹脂系」を「塩化ビニル樹脂系」に変更

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>(4) 改質アスファルト防水工法</p> <p>(5) <u>F R P</u>系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができます。</p> <p>(6) <u>F R P</u>系塗膜防水と改質アスファルト防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法</p> <p>3 壁面との<u>取り合い部分</u>（手すり壁又はパラペット（本条において、以下「手すり壁等」という）との<u>取り合い部分</u>を含む）の防水層は、開口部の下端で120mm以上、それ以外の部分で250mm以上立ち上げ、<u>その端部にシーリング材又は防水テープを施すこととする。</u></p> <p>4 排水溝は勾配を確保し、排水<u>ドレン</u>取付部は防水層の補強措置及び<u>取合部</u>の止水措置を施すこととする。</p> <p>5 手すり壁等は、次の各号による<u>防水措置を施す</u>ものとする。</p> <p>(1) 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する<u>透湿防水シート</u>又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせることとする。</p> <p>(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を施すこと。</p> <p>(4) 上端部に笠木等を釘や<u>ビス</u>を用いて固定する場合は、釘又は<u>ビス</u>等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い止水措置を施すこと。</p> <p>(5) 外壁を通気構法とした場合の<u>パラペット</u>は、外壁の通気を妨げない<u>形状</u>とすること。</p> <p>（外壁の防水）</p>	<p>(4) 改質アスファルト<u>シート</u>防水工法</p> <p>(5) <u>F R P</u>系塗膜防水工法。ただし、ガラスマット補強材を2層（ツープライ）以上とすること。なお、防水材製造者の施工基準において、施工面積が小さく、ガラスマット補強材に十分な強度が認められる場合など、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は1層以上とすることができます。</p> <p>(6) <u>F R P</u>系塗膜防水と改質アスファルト<u>シート</u>防水又はウレタン塗膜防水を組み合わせた工法</p> <p>3 壁面との<u>取合い部</u>（手すり壁又はパラペット（本条において、以下「手すり壁等」という）との<u>取合い部</u>を含む）の防水層は、開口部の下端で120 mm以上、それ以外の部分で250 mm以上立ち上げ、<u>取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置を施す</u>ものとする。</p> <p>4 排水溝は勾配を確保し、排水<u>ドレン</u>取付部は防水層の補強措置及び<u>取合部</u>の止水措置を施すものとする。</p> <p>5 手すり壁等は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する<u>外壁用透湿防水シート</u>又はこれらと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水紙は、手すり壁等の下端から張り上げ、手すり壁等の上端部で重ね合わせるものとする。</p> <p>(3) 上端部は、金属製の笠木を設置するなど適切な防水措置を施すものとする。</p> <p>(4) 上端部に笠木等を釘や<u>ねじ</u>を用いて固定する場合は、釘又は<u>ねじ</u>等が防水層を貫通する部分にあらかじめ防水テープやシーリングなどを用い止水措置を施すものとする。</p> <p>(5) 外壁を通気構法とした場合の<u>手すり壁等</u>は、外壁の通気を妨げない<u>構造</u>とする。</p> <p>（外壁の防水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「シート」を追加 ・「F R P」を「FRP」に変更 ・「F R P」を「FRP」に変更 ・「シート」を追加 ・「取り合い部分」を「取合い部」に変更 ・（）内に句点を追加 ・「その端部にシーリング材又は防水テープ」を、「取合い部に防水テープやシーリングを用いる等、適切な止水措置」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「ドレン」を「ドレン」に変更 ・「取合部」を「取合い部」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「防水措置を施す」をトル ・「透湿防水シート」を「外壁用透湿防水シート」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こと」を「ものとする」に統一 ・「ビス」を「ねじ」に変更 ・「こと」を「ものとする」に統一 ・「パラペット」を「手すり壁等」に変更 ・「形状」を「構造」に変更 ・「すること」を「する」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「透湿防水シート」を「外壁用透湿防水シート」に変更 ・「ものとする」を「ものとし、通気層の躯体側に施すものとする」に変更
<p>第10条</p> <p>外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すこととする。</p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する<u>透湿防水シート</u>又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水</p>	<p>外壁は、防水紙又は雨水の浸透を防止する仕上材等を用い、構造方法に応じた防水措置を施すものとする。</p> <p>2 防水紙の品質及び張り方は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 通気構法（外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造）とした外壁に用いる防水紙は、JIS A 6111（透湿防水シート）に適合する<u>外壁用透湿防水シート</u>又はこれと同等以上の透湿性能及び防水性能を有するものとし、<u>通気層の躯体側に施すものとする</u>。</p> <p>(2) 前号以外の外壁に用いる防水紙は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトフェルト430又はこれと同等以上の防水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「透湿防水シート」を「外壁用透湿防水シート」に変更 ・「ものとする」を「ものとし、通気層の躯体側に施すものとする」に変更

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>防水性能を有するもの（透湿防水シートを除く）とする。</p> <p>(3) 防水紙の重ね合わせは、縦、横とも90mm以上とする。横の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げは150mm以上、金属系サイディング仕上は150mm以上とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させることとする。</p> <p>3 ALCパネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すこととする。</p> <p>(1) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材E</p> <p>(2) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材E</p> <p>(3) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材CE、可とう形複合塗材CE、防水形複合塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E又は防水形複層塗材E</p> <p>(4) JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>(5) 前各号に掲げるものと同等以上の雨水の浸透防止に有効であるもの</p>	<p>性能を有するもの（透湿防水シートを除く。）とする。</p> <p>(3) 防水紙の重ね合わせは、上下、左右とも90mm以上（左右の重ね合わせは、窯業系サイディング仕上げ及び金属系サイディング仕上では150mm以上）とする。ただし、サイディング材製造者の施工基準においてサイディング材の目地や継ぎ目からの雨水の浸入を防止するために有効な措置を施すなど、当該基準が適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲（サッシ、その他の壁貫通口等の周囲）は、防水テープを用い防水紙を密着させるものとする。</p> <p>3 ALCパネルその他これらに類する材料を用いた外壁の表面には、次の各号のいずれかに該当する雨水の浸透を防止する仕上材等の防水措置を施すものとする。</p> <p>(1) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の薄付け仕上塗材に適合する防水形外装薄塗材E</p> <p>(2) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の厚付け仕上塗材に適合する外装厚塗材E</p> <p>(3) JIS A 6909（建築用仕上塗材）の複層仕上塗材に適合する複層塗材CE、可とう形複層塗材CE、防水形複層塗材CE、複層塗材Si、複層塗材E又は防水形複層塗材E</p> <p>(4) JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の外壁用塗膜防水材に適合するアクリルゴム系</p> <p>(5) 前各号に掲げるものと同等以上の雨水の浸透防止に有効であるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> （）内に句点を追加 重ね合わせ寸法の表示方法を変更 「150mm以上」をトル 「金属系サイディング仕上」を「金属サイディング仕上げ」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一 「こととする」を「ものとする」に統一 半角の「（」「）」を全角の「（」「）」に変更 「可とう形複合塗材」「防水形複合塗材」を「可とう形複層塗材」「防水形複層塗材」に変更
<p>（乾式の外壁仕上げ）</p> <p>第11条</p> <p><u>乾式外壁仕上げ（第3項のものを除く）は</u>、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>(2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保することとする。通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は45mm以上とする。サイディング材のジョイント部に用いるものは幅90mm以上（45mm以上を2枚あわせを含む）とする。</p> <p>(3) 通気層は厚さ15mm以上を確保することとする。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ビス又は金具で留め付けること。くぎ又はビスで留め付ける場合は、端部より20mm以上離して穴あけを先行し、各サイディング材製造所の指定のくぎ又はビスを使用する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該</p>	<p>（乾式の外壁仕上げ）</p> <p>第11条</p> <p><u>外壁を乾式仕上げ（第3項のものを除く。）とする場合は</u>、通気構法とする。</p> <p>2 サイディング仕上げとする場合は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) サイディング材は、JIS A 5422（窯業系サイディング）、JIS A 6711（複合金属サイディング）に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>(2) 通気層は、通気胴縁又は専用の通気金具を用いて確保することとする。通気胴縁は、サイディング材の留め付けに必要な保持力を確保できるものとし、幅は45mm以上とする。サイディング材のジョイント部に用いるものは幅90mm以上（45mm以上を2枚あわせたものを含む。）とする。</p> <p>(3) 通気層は厚さ15mm以上を確保することとする。ただし、下地に合板を張る場合など、通気に有効な厚さを確保する場合はこの限りではない。</p> <p>(4) サイディング材の留め付けは、450mm内外の間隔にくぎ、ねじ又は金具で留め付けること。くぎ又はねじで留め付ける場合は、サイディング材の端部より20mm以上離して穴あけを先行し、サイディング材製造者が指定するくぎ又はねじを使用する。ただし、サイディング材製造者の施工基準が適切であると認められる場合は当該</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「乾式外壁仕上げ（第3項のものを除く。）は」を「外壁を乾式仕上げ（第3項のものを除く。）とする場合は」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一 「45mm以上を2枚あわせ」を「45mm以上を2枚あわせたもの」に変更 （）内に句点を追加 「こととする」を「ものとする」に統一 「サイディング材の」を追加 「ビス」を「ねじ」に変更 「各」をトル 「製造所の指定の」を「製造者が指定する」

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>基準によることができる。</p> <p>(5) シーリング材及びプライマーは<u>各サイディング材製造所</u>の指定するものを使用する。</p> <p>(6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付き<u>ハット型</u>ジョイナー等を使用する。</p> <p>3 ALCパネル又は押出し成形セメント板（厚さ25mm超）等を用いる場合は、<u>各製造所</u>が指定する施工方法に基づいて取り付ける<u>こととする</u>。</p> <p>4 外壁の開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を施す<u>こととする</u>。</p> <p>（湿式の外壁仕上げ）</p>	<p>められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(5) シーリング材及びプライマーはサイディング材<u>製造者が</u>指定するものを使用する。</p> <p>(6) シーリング材を用いる目地には、ボンドブレーカー付き<u>ハット形</u>ジョイナー等を使用する。</p> <p>3 ALCパネル又は押出し成形セメント板（厚さ25mm超）等を用いる場合は、<u>製造者が</u>指定する施工方法に基づいて取り付ける<u>ものとする</u>。</p> <p>4 外壁開口部の周囲は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分の8020の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するシーリング材を用い、適切な防水措置を施す<u>ものとする</u>。</p> <p>（湿式の外壁仕上げ）</p>	<p>に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各」をトル ・「製造者の」を「製造者が」に変更 ・「ハット型」を「ハット形」に変更 ・「各」をトル ・「製造所」を「製造者」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一
<p>第12条</p> <p>外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り（平ラスを除く）とする。ただし、国土交通大臣の認定<u>または</u>指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。</p> <p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) <u>普通モルタルを用いる場合は</u>、防水上有効な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施す<u>こととする</u>。</p> <p>(2) 既調合軽量セメントモルタルはJASS 15 M-102（<u>既調合軽量セメントモルタルの品質基準</u>）に基づく<u>各製造所</u>の仕様によるものとする。</p>	<p>外壁を湿式仕上げとする場合は、雨水の浸入を防止するよう配慮のうえ、下地を適切に施工する。</p> <p>2 下地は、ラス張り（平ラスを除く）とする。ただし、国土交通大臣の認定<u>又は</u>指定を取得した外壁下地で、ラス網を必要としないモルタル下地専用のボードを用いる場合はこの限りでない。</p> <p>3 モルタル工法は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 防水上に効的な仕上げ又はひび割れ防止に有効な措置を施す<u>ものとする</u>。</p> <p>(2) 既調合軽量セメントモルタル<u>を用いる場合は</u> JIS A 6918（<u>ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準</u>）又は JASS 15 M-102（<u>ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準</u>）に基づく<u>製造者</u>の仕様によるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（ ）内に句点を追加 ・「または」を「又は」に統一 ・「普通モルタルを用いる場合は、」をトル ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「を用いる場合」を追加 ・「JIS A 6918（ラス系下地用既調合軽量セメントモルタル）又は」を追加 ・「既調合軽量セメントモルタルの品質基準」を「ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準」に変更 ・「各」をトル ・「製造所」を「製造者」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「各」をトル ・「製造所」を「製造者」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一
<p>第3節 構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分以外の部分 (内装工事及び設備工事等)</p> <p>第13条</p> <p>内装工事及び設備工事においては、別表1の左欄に該当する部分が右欄の事象が生じないよう、保険対象工事部分が社会通念上必要とされる性能を満たすように適切に設計・施工を行う<u>こととする</u>。なお、リフォームに用いる建材等については、原則として<u>各製造所</u>の施工マニュアル等に従って使用する<u>こととする</u>。</p> <p>2 太陽電池モジュールの設置工事部分に係る住宅性能に影響を与える建築工事において、別紙1に留意して適切に設計・施工を行う<u>こととする</u>。なお、防水層貫通部に用いる、パッキン材やシーリング材は、防水材との相性に十分留意すること。</p>	<p>内装工事及び設備工事においては、別表1の左欄に該当する部分が右欄の事象が生じないよう、保険対象工事部分が社会通念上必要とされる性能を満たすように適切に設計・施工を行う<u>ものとする</u>。なお、リフォームに用いる建材等については、原則として<u>製造者</u>の施工マニュアル等に従って使用する<u>ものとする</u>。</p> <p>2 太陽電池モジュールの設置工事部分に係る住宅性能に影響を与える建築工事において、別紙1に留意して適切に設計・施工を行う<u>ものとする</u>。なお、防水層貫通部に用いる、パッキン材やシーリング材は、防水材との相性に十分留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「各」をトル ・「製造所」を「製造者」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「各」をトル ・「製造所」を「製造者」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容												
第3章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第1節 構造耐力上主要な部分 (地盤調査、地盤補強及び地業) 第14条 <p>基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った<u>上で</u>地盤調査を行う<u>こととする</u>。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行う<u>こととする</u>。この場合、原則として<u>建築物</u>の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこと。ただし、小規模な<u>建築物</u>で敷地内の地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は3点以下（1点以上）の計測箇所数とすることができます。</p> <p>3 <u>前項に基づき行った</u>地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>4 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項による<u>こととする</u>。</p> <p>5 <u>基礎の底盤部の下は</u>、碎石地業等の必要な地業を行う<u>こととする</u>。</p> (基礎) 第15条 <p>基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、第6条（基礎）によることができます。</p> (構造耐力上主要な部分) 第16条 <p>構造耐力上主要な部分は、第7条（構造耐力上主要な部分）を準用する。</p>	第3章 鉄筋コンクリート造住宅及び鉄骨鉄筋コンクリート造住宅 第1節 構造耐力上主要な部分 (地盤調査、地盤補強及び地業) 第14条 <p>基礎の設計に先立ち、敷地及び敷地の周辺状況等について適切な現地調査を行った<u>うえ</u>地盤調査を行う<u>ものとする</u>。</p> <p>2 地盤調査は、地盤の許容応力度及び軟弱地盤又は造成地盤等が判断できる調査を行う<u>ものとする</u>。この場合、原則として<u>建物</u>の4隅付近を含め4点以上で計測を行うこと。ただし、小規模な<u>建物</u>で敷地内の地盤がおおむね均質であると認められる場合など、適切に地盤の状況を把握することができる場合は3点以下（1点以上）の計測箇所数とすることができます。</p> <p>3 地盤調査の結果は、適切に保管する。</p> <p>4 地盤は、地盤調査結果に基づき、必要に応じて適切に補強する。地盤補強を行う場合は、第5条第2項による<u>ものとする</u>。</p> <p>5 碎石地業等の必要な地業を行う<u>ものとする</u>。</p> (基礎) 第15条 <p>基礎は、構造計算により設計する。ただし、壁式鉄筋コンクリート造で地上階数が2以下の住宅にあっては、第6条（基礎）によることができます。</p> (構造耐力上主要な部分) 第16条 <p>構造耐力上主要な部分は、第7条（構造耐力上主要な部分）を準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「上」を「うえ」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「建築物」を「建物」に変更 <ul style="list-style-type: none"> ・「前項に基づき行った」をトル ・「こととする」を「ものとする」に統一 ・「基礎の底盤部の下は、」をトル ・「こととする」を「ものとする」に統一 												
第2節 雨水の浸入を防止する部分 (陸屋根の防水) 第17条 <p>防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。</p> <p>2 防水工法は、次表に適合するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水工法の種類</th> <th>JASS8 該当記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスフルト</td> <td>A<u>N</u>-PF A<u>K</u>-PF</td> <td>注1</td> </tr> </tbody> </table>	防水工法の種類	JASS8 該当記号	備考	アスフルト	A <u>N</u> -PF A <u>K</u> -PF	注1	第2節 雨水の浸入を防止する部分 (陸屋根の防水) 第17条 <p>防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材とする。</p> <p>2 防水工法は、次表に適合するもの<u>又はこれと同等以上の防水性能を有するもの</u>とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水工法の種類</th> <th>JASS8 (2014) 該当記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスフルト</td> <td>A<u>C</u>-PF A<u>M</u>-PF</td> <td>注1</td> </tr> </tbody> </table>	防水工法の種類	JASS8 (2014) 該当記号	備考	アスフルト	A <u>C</u> -PF A <u>M</u> -PF	注1	<ul style="list-style-type: none"> ・「又はこれと同等以上の防水性能を有するもの」を追加 ・「(2014)」を追加 ・「AN」を「AC」に変更 ・「AK」を「AM」に変更
防水工法の種類	JASS8 該当記号	備考												
アスフルト	A <u>N</u> -PF A <u>K</u> -PF	注1												
防水工法の種類	JASS8 (2014) 該当記号	備考												
アスフルト	A <u>C</u> -PF A <u>M</u> -PF	注1												

現行基準（2019年11月30日まで）				新基準（適用2019年12月1日）				変更内容	
防水	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	A <u>K</u> -PS		防水	アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）	A <u>M</u> -PS	<u>注1</u>	・アスファルト防水工法（絶縁保護仕様）の備考欄に「注1」を追加	
	アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	A <u>K</u> -MS	<u>注2</u>		アスファルト防水工法（絶縁露出仕様）	A <u>M</u> -MS	<u>注3</u>	・注釈の「2」を「3」に変更	
	アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	A <u>K</u> -MT	<u>注2</u>		アスファルト防水工法（断熱露出仕様）	A <u>M</u> -MT	<u>注3</u>	・「改質アスファルトシート防水（トーチ工法）」の（）内に「・常温粘着工法」を追加	
改質アスファルトシート防水（トーチ工法）	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF	注1	改質アスファルトシート防水（トーチ工法・常温粘着工法）	トーチ式防水工法（密着保護仕様）	AT-PF	注1	・「AJ」を「AS」に変更	
	トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	<u>注2</u>		トーチ式防水工法（密着露出仕様）	AT-MF	<u>注3</u>	・常温粘着防水工法の（）内に「仕様」を追加	
	トーチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT-MT	<u>注2</u>		トーチ式防水工法（断熱露出仕様）	AT-MT	<u>注3</u>		
	常温粘着防水工法（絶縁露出）	A <u>J</u> -MS	<u>注2</u>		常温粘着防水工法（絶縁露出仕様）	A <u>S</u> -MS	<u>注3</u>		
	常温粘着防水工法（断熱露出）	A <u>J</u> -MT	<u>注2</u>		常温粘着防水工法（断熱露出仕様）	A <u>S</u> -MT	<u>注3</u>		
合成高分子系シート防水	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF	<u>注2</u>	合成高分子系シート防水	加硫ゴム系シート防水工法（接着仕様）	S-RF	<u>注3</u>	・「塩ビ」を「塩化ビニル」に変更	
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT	<u>注2</u>		加硫ゴム系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-RFT	<u>注3</u>		
	加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM			加硫ゴム系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-RM			
	加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT			加硫ゴム系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-RMT			
	<u>塩ビ</u> 樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S-PF	<u>注2</u>		<u>塩化ビニル</u> 樹脂系シート防水工法（接着仕様）	S-PF	<u>注3</u>		
	<u>塩ビ</u> 樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-PFT	<u>注2</u>		<u>塩化ビニル</u> 樹脂系シート防水工法（断熱接着仕様）	S-PFT	<u>注3</u>		
	<u>塩ビ</u> 樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-PM			<u>塩化ビニル</u> 樹脂系シート防水工法（機械的固定仕様）	S-PM			
	<u>塩ビ</u> 樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-PMT			<u>塩化ビニル</u> 樹脂系シート防水工法（断熱機械的固定仕様）	S-PMT			
	エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）	S-PC			エチレン酢酸ビニル樹脂系シート防水工法（密着仕様）	S-PC			
塗膜防水	ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）（注3）	L-US	<u>注2</u>	塗膜防水	<u>ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（密着仕様）</u>	L-UFS	<u>注2</u>	・「ウレタンゴム系塗膜防水工法（密着仕様）」を追加（高伸長形と高強度形）	
	(注1)：通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。歩行用保護仕上げは、次に掲げるものとする。 ・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの ・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの				<u>ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（密着仕様）</u>	L-UFH	<u>注2</u>	・ウレタンゴム系塗膜防水工法（絶縁仕様）を「高伸長形」「高強度形」の2つに区分	
	(注2)： <u>ALC</u> パネルによる立上りに適用可。ただし、 <u>ALC</u> と屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。				<u>ウレタンゴム系高伸長形塗膜防水工法（絶縁仕様）</u>	L-USS	<u>注2</u> 、 <u>注3</u>	・FRP系塗膜防水工法（密着仕様）を追加	
	(注3)：軽歩行部分のみに適用可。 <u>軽歩行用保護仕上げは、ウレタン舗装材とする。</u>				<u>ウレタンゴム系高強度形塗膜防水工法（絶縁仕様）</u>	L-US <u>H</u>	<u>注2</u> 、 <u>注3</u>	・「歩行用保護仕上げ」を「上記（注1、2）の歩行用・保護仕上げ」と独立して表記	
	3 防水の主材料は、JIS 規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。				<u>FRP系塗膜防水工法（密着仕様）</u>	L-FF	<u>注1</u> 、 <u>注4</u>	・注釈の「2」と「3」を入替 ・FRP系塗膜防水工法の通常歩行用仕上塗料に関する注釈を追加	
				(注1) 通常の歩行部分、軽歩行部分に適用可。 (注2) 軽歩行部分に適用可。 <u>上記（注1、2）の歩行用保護・仕上げ</u> は、次に掲げるものとする。 ・通常の歩行：現場打ちコンクリート又はこれに類するもの。 <u>FRP系塗膜防水工法について</u> は、防水材製造者が指定する歩行用仕上塗料とする。 ・軽歩行：コンクリート平板又はこれに類するもの。 <u>塗膜防水工法について</u> は、軽					

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
(パラペットの上端部)	<p><u>歩行用仕上塗料とする。</u></p> <p>(注3) ALCパネルに適用可。ただし、<u>立上りをALCパネルとする場合は、ALCと屋根躯体（平場部分）が一体となる構造形式のものに限る。</u></p> <p>(注4) FRP系塗膜防水工法の下地は、<u>平場及び立上りともに現場打ち鉄筋コンクリートのみに限る。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立上りをALCパネルとする場合をただし書きに変更 ・FRP系塗膜防水工法の下地に関する注釈を「(注4)」として追加
第18条 パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を <u>講じることとする。</u>	3 防水の主材料は、JIS規格に適合するもの又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。 <u>ただし、FRP系塗膜防水工法については、JASS8に適合するものとする。</u> 4 防水層の端部は、防水層の種類・工法・施工部位等に応じた納まりとする。	・FRP系塗膜防水工法に関するただし書きを追加
(屋根廻りのシーリング処理)	(パラペットの上端部)	
第19条 防水層が施されていない屋根躯体（パラペット又は屋根躯体と一体の架台等）を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。	パラペットの上端部は、金属製笠木の設置又は防水材料の施工等、雨水の浸入を防止するために有効な措置を <u>施すものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「講じる」を「施す」に変更 ・「こととする」を「ものとする」に統一
(排水勾配)	(屋根廻りのシーリング処理)	
第20条 防水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100以上とすることができる。	防水層が施されていない屋根躯体（パラペット又は屋根躯体と一体の架台等）を設備配管等が貫通する部分又は金物等が埋め込まれた部分は、それらの周囲をシーリング材で処理する。	
(排水ドレン)	(排水勾配)	
第21条 排水ドレンの設置は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。	排水下地面の勾配は、1/50以上とする。ただし、保護コンクリート等により表面排水が行いやすい場合の勾配は、1/100以上とすることができる。	
(勾配屋根の防水)	(排水ドレン)	
第22条 勾配屋根は、第17条から第21条（第20条を除く。）に掲げる防水措置又は次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施す <u>こととする。</u>	排水ドレンの寸法及び数は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ドレン」を「ドレン」に変更 ・「ドレン」を「ドレン」に変更 ・「設置」を「寸法及び数」に変更
	(勾配屋根の防水)	
	第22条 勾配屋根は屋根ふき材に応じて適切な勾配とし、第17条から第21条（第20条を除く。）に掲げる防水措置若しくは次項に掲げる下ぶき又はこれらと同等以上の性能を有する防水措置を施す <u>ものとする。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・「屋根ふき材に応じて適切な勾配とし」を追加

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>2 屋根ぶきを行う場合の下ぶき材の品質及びふき方は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 上下（流れ方向）100 mm以上、左右200 mm以上重ね合わせることとする。</p> <p>(3) 谷部または棟部の重ね合せ幅は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250 mm以上とする。ただし、ふき材製造者の施工基準においてふき材の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは、250mm以上とする。</p> <p>3 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づき、防水措置を施すこととする。</p> <p>(外部開口部)</p> <p>第23条</p> <p>外部の開口部に用いる建具は、建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。</p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>	<p>2 下ぶき材の品質及びふき方は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) 下ぶき材は、JIS A 6005（アスファルトルーフィングフェルト）に適合するアスファルトルーフィング 940 又はこれと同等以上の防水性能を有するものとする。</p> <p>(2) 長手方向を横向きに用い、上下（流れ方向）100 mm以上、左右200 mm以上重ね合わせるものとする。</p> <p>(3) 谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部より両方向へそれぞれ250 mm以上重ね合わせるものとする。ただし、下ぶき材製造者の施工基準において端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。</p> <p>(4) 屋根面と壁面の取合い部においては、壁面に沿って250 mm以上立ち上げる。</p> <p>3 天窓の周囲は、天窓及び屋根ふき材製造者が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。</p> <p>(外部開口部)</p> <p>第23条</p> <p>外部の開口部に用いる建具は、建設する地域、建物の高さ及び形状に対応した水密性能を有するものとする。</p> <p>2 出窓の周囲は、雨水の浸入を防止するために適切な納まりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「又は」を「若しくは」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一 「屋根ぶきを行う場合の」をトル。 「長手方向を横向きに用い、」を追加 「こととする」を「ものとする」に統一 「谷部または棟部の重ね合せ幅は、谷底及び棟頂部…とする」を「谷部及び棟部は、谷底又は棟頂部…重ね合わせるものとする」に変更 「ふき」を「下ぶき」に変更 「ふき材の」をトル 「壁面立上げ部の巻き返し長さは…とする」を「壁面の取合い部においては、壁面に沿って…立ち上げる」に変更 「mm」（全角）を「mm」（半角）に変更 「各」を「天窓及び屋根ふき材」に変更 「製造所」を「製造者」に変更 「こととする」を「ものとする」に統一
<p>(シーリング)</p> <p>第24条</p> <p>シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施すこととする。</p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALCパネル等）のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。</p> <p>(2) 目地の構成材並びにその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p>	<p>シーリング材は、JIS A 5758（建築用シーリング材）に適合するもので、JISの耐久性による区分 8020 の品質又はこれと同等以上の耐久性能を有するものとする。</p> <p>2 次の各号に掲げる部分は、シーリング材を施すものとする。</p> <p>(1) 各階の外壁コンクリート打継ぎ目地</p> <p>(2) 外壁材（プレキャストコンクリート部材、ALCパネル等）のジョイント目地</p> <p>(3) 耐震スリット目地</p> <p>(4) 外壁開口部の周囲</p> <p>(5) 外壁を貫通する管等の周囲</p> <p>(6) その他雨水浸入のおそれのある部分</p> <p>3 目地の構造は、次の各号に適合するものとする。</p> <p>(1) ワーキングジョイントの場合は、シーリング材を目地底に接着させない2面接着の目地構造とする。</p> <p>(2) 目地の構成材及びその接着面は、シーリング材が十分接着可能なものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「こととする」を「ものとする」に統一 「並びに」を「及び」に変更

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>第3節 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分 (内装工事及び設備工事等)</p> <p>第25条 内装工事及び設備工事等は、第13条を準用する。</p>	<p>第3節 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分 (内装工事及び設備工事等)</p> <p>第25条 内装工事及び設備工事等は、第13条を準用する。</p>	
<p>第4章 鉄骨造住宅 (鉄骨造住宅に係る基準)</p> <p>第26条</p> <p>鉄骨造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地盤調査、地盤補強及び<u>地盤・地業</u>は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 (2) 基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 (3) 陸屋根は、第17条（陸屋根の防水）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（屋根廻りのシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水<u>ドレイン</u>）を準用する。ただし、第17条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。 (4) 勾配屋根は、第22条（勾配屋根の防水）を準用する。 (5) 外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第24条（シーリング）を準用する。 (6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。 	<p>第4章 鉄骨造住宅 (鉄骨造住宅に係る基準)</p> <p>第26条</p> <p>鉄骨造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地盤調査、地盤補強及び<u>地業</u>は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 (2) 基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 (3) 陸屋根は、第17条（陸屋根の防水）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（屋根廻りのシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水<u>ドレン</u>）を準用する。ただし、第17条の防水下地の種類は、現場打ち鉄筋コンクリート又はプレキャストコンクリート部材若しくはALCパネルとする。 (4) 勾配屋根は、第22条（勾配屋根の防水）を準用する。 (5) 外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第24条（シーリング）を準用する。 (6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>地盤・地業</u>」を「<u>地業</u>」に変更 ・「<u>ドレイン</u>」を「<u>ドレン</u>」に変更
<p>第5章 補強コンクリートブロック造住宅 (補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)</p> <p>第27条</p> <p>補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地盤調査、地盤補強及び<u>地盤・地業</u>は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 (2) 基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 (3) 陸屋根は、第17条（陸屋根の防水）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（屋根廻りのシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水<u>ドレイン</u>）を準用する。 (4) 勾配屋根は、第22条（勾配屋根の防水）を準用する。 (5) 外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第24条（シーリング）を準用する。 	<p>第5章 補強コンクリートブロック造住宅 (補強コンクリートブロック造住宅に係る基準)</p> <p>第27条</p> <p>補強コンクリートブロック造住宅に係る基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地盤調査、地盤補強及び<u>地業</u>は、第14条（地盤調査、地盤補強及び地業）を準用する。 (2) 基礎及び構造耐力上主要な部分は、第15条（基礎）及び第16条（構造耐力上主要な部分）を準用する。 (3) 陸屋根は、第17条（陸屋根の防水）、第18条（パラペットの上端部）、第19条（屋根廻りのシーリング処理）、第20条（排水勾配）及び第21条（排水<u>ドレン</u>）を準用する。 (4) 勾配屋根は、第22条（勾配屋根の防水）を準用する。 (5) 外壁は、第10条（外壁の防水）、第11条（乾式の外壁仕上げ）、第23条（外部開口部）及び第24条（シーリング）を準用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>地盤・地業</u>」を「<u>地業</u>」に変更 ・「<u>ドレイン</u>」を「<u>ドレン</u>」に変更

現行基準（2019年11月30日まで）	新基準（適用2019年12月1日）	変更内容
<p>(6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。</p>	<p>(6) 構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分以外の部分は、第13条（内装工事及び設備工事等）を準用する。</p> <p><u>付則</u></p> <p>1 この基準は、2010年7月1日から施行する。</p> <p>2 この基準は、2019年12月1日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 付則を追記

「べた基礎配筋について」は変更なし。